

議第 4 7 号

高島市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市介護保険条例の一部を改正する条例

高島市介護保険条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 7 2 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 2 年 2 月 1 日以降」を「令和 3 年 4 月 1 日以降」に、「同年 2 月 1 日」を「同年 4 月 1 日」に改め、同項第 1 号中「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第 2 号中「第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第 4 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 令和 2 年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の付則第 4 項の規定の適用については、同項第 2 号イ中「令第 2 2 条の 2 第 1 項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 8 1 号）第 7 条の規定による改正前の令第 2 2 条の 2 第 1 項」とする。

3 改正後の付則第 4 項の規定は、令和 2 年度分および令和 3 年度分の介護保険料のうち、令和 3 年 4 月 1 日以降に到来する納期限分について適用し、改正前の付則第 4 項に規定する令和元年度分および令和 2 年度分の介護保険料については、なお従前の例による。